

# フロン排出抑制法

フロン排出抑制法に関するお知らせ。



エアープロ株式会社

2015年4月 施行

業務用冷凍空調機器の簡易点検・定期点検が義務化されました。

改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日より施行されました。

## 1. フロン排出抑制法とは？

・フロン回収・破壊法(2001年)  
フロン類の回収と破壊が義務付けられました。

・フロン排出抑制法(2015年)  
更に、「フロン類を漏らさないようにきちんと管理しましょう」という考えが盛り込まれました。  
※フロン類：フロン(CFC,HCFC)と代替フロン(HFC)を合わせて、フロン類と呼ばれています。

## 2. 対象機器

フロン類を使用した業務用冷凍機器(第一特定商品)が対象となります。

業務用の 空調機器	パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機、 スポットエアコン、ガスヒートポンプエアコン、等
業務用の 冷凍・冷蔵機器	冷凍式エアドライヤ、チラー、コンデンシングユニット、冷蔵・冷凍ショーケース、 自動販売機、業務用冷蔵・冷凍庫、等

冷凍式エアードライヤ内蔵コンプレッサーも対象となります。

## 3. 遵守項目

改正により、全ての第一特定商品に対して、下記の5つの項目を順守する必要があります。

遵守する項目	点検項目
点検	簡易点検と定期点検(詳細は次頁)
記録	機器を廃棄するまで、点検・充填・回収の記録を保存しなければなりません。 記録をつけると故障(フロン類の漏えい等)の兆候を見つけることもできます。
報告	単年度で会社全体の算定漏えい量が1000CO <sub>2</sub> -ton以上(フロンガス約500kg)あった 場合は、事業を所轄する大臣に報告しなければなりません。
修理	フロン類の漏えいが見つかった場合、フロン類充填回収業者に 依頼をしなければなりません。
回収	機器を破棄する場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を 依頼しなければなりません。

## 4. 義務化された点検

管理者は、冷凍機の圧縮機定格出力により下記点検を実施しなければなりません。

点検の種類	対象となる 圧縮機定格出力	点検頻度	点検内容	エアープロ製対象装置
簡易点検	全ての機器	3ヶ月に 1回以上	目視点検	SC22-LABOシリーズ SC37-LABOシリーズ
定期点検	7.5kw(10馬力) 以上	1年に 1回以上	フロン検知機等を使った、 フロン類の漏れ検査	対象装置無し

## 5. 冷凍式ドライヤの点検項目

簡易点検は目視による点検です。簡易点検項目下記点検をしなければなりません。  
※SCシリーズにおきましては別紙の簡易点検記録簿をご使用下さい。

点検箇所	点検項目
蒸発圧力計の確認	エアードライヤの運転中に指針がブルーゾーンに入っていれば正常です。
異音・異常振動の確認	冷凍コンプレッサやファンモータから普段と違う音がしていると、故障の前兆かもしれません。
外観の損傷、さび、	損傷、さび、腐食が進行するとフロン類が漏れるかもしれません。
油じみの確認	冷凍回路から油じみがしていると、フロン類が漏れている可能性があります。
霜つきの確認	普段ついていないところに霜がついているとフロン類の充填量が減っているかもしれません。

※義務化されていませんがフロン漏れ検知器による直接検出も有効な手段です。

## 6. 罰則について

管理者が、点検や漏えい時の対応を怠ったり、フロン類をみだりに放出した場合は次のような罰則を受けることがありますので、フロンの扱いには注意する必要があります。

内容	罰則
フロンのみだり放出	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
点検義務や漏えい時の対応、記録保管違反	50万円以下の罰金
フロン類回収時の行程管理票の交付違反	
管理の適正化の実施状況報告を求めた際の未報告、虚偽報告	20万円以下の罰金
都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避	
フロン漏えい量の未報告報及び虚偽の報告	10万円以下の罰金

## 7. 令和2年4月1日より改正フロン排出抑制法が施行

**改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日より施行されました。  
機器廃棄の際フロン類の回収を怠った場合即座に罰金が科せられます。**

### 改正内容

点検整備記録簿を機器廃棄後(充填回収業者がフロン類を引き取ってから)3年間の保存義務

冷媒を回収せずに機器を廃棄した場合。50万円以下の罰金(直罰)・・・法第104条第二号

行程管理票の未記載、虚偽記載、保存違反。30万円以下の罰金(直罰)・・・法第105条第二号～四号

廃棄機器を引取業者に引き渡す場合は行程管理票の引取証明書の写しを交付の義務。

未交付の場合は30万円以下の罰金(直罰)・・・法第105条第五号

### フロン排出抑制法に関するお問い合わせ先

・経済産業省オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-4724

・環境省フロン等対策推進室 TEL:03-5881-3351

### エアープロ株式会社

〒123-0864  
東京都足立区鹿浜8-7-18  
TEL:03-3857-1724  
FAX:03-3899-2676